施工体制台帳の提出について

建設業法等の改正により、平成27年4月1日から下請契約を伴うすべての公共工事について施工体制台帳の作成が義務付けされました。これまでは下請契約が3,000万円以上(建築一式工事については4,500万円以上)のみが作成対象でしたが、4月1日からは下請契約が発生する公共工事すべてに、施工体制台帳の作成が必要となります。

【施工体制台帳作成の手順】

砂川市との契約締結後、下請契約が発生

元請建設業者は速やかに施工体制台帳及び施工体系図を作成し、 現場事務所に備え付け、写しを工事監督員へ提出

工事期間中下請契約が発生すれば、その都度施工体制台帳及び施工体系図 を作成し、写しを工事監督員へ提出

【施工体制台帳の添付書類】

- ・下請契約に係る契約書・請書・注文書の写し
- 監理(主任)技術者の資格・雇用を証明する書類の写し
- 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証明する書類の写し

【注意点】

- 入札以外の随意契約についても、作成が必要です。
- ・下請業者がさらに二次下請契約を結んだ場合は、再下請負通知書の作成が必要です。(三次以下も同様)

ご不明な点は下記までお問い合わせください

総務部総務課契約管財係

☎54-2121 内線312 keiyaku@city.sunagawa.lg.jp